



すみりんニュース No.61

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

【この号の内容】

- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演会報告…………… 1-20
『日本の現状と基礎教育保障の重要性』 講師：前川喜平さん（元文部科学事務次官）
- 「辺野古の今」沖縄と連帯する大阪集会報告……………20-23
『「辺野古」の現状を学び、「オガリ像」の沖縄移送を報告
～「辺野古の今」沖縄と連帯する大阪集会（7月7日）開催される～』
緒方 修さん（東アジア共同体研究(ERIC)琉球・沖縄センター長）
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
理事会・評議員会を開催しました……………23
ご寄付のお願い……………23-24
賛助会員を募集しています！……………24
図書ボランティアを募集しています……………24
- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座9月例会のご案内……………24

去る4月21日（土）午後2時～午後4時まで、住吉住宅集会所において、2018年度「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演会が開催されました。

テーマは『日本の現状と基礎教育保障の重要性』で、講師は元文部科学事務次官の前川喜平さんでした。

記念講演会は、友永健吾（公益財団法人住吉隣保事業推進協会 常務理事）さんの司会進行で始められ、友永健三（同理事長）さんの主催あいさつの後、前川喜平さんから2時間に及ぶ、重要な内容が込められた講演がありました。参加者は160名でした。

以下に、前川さんの講演をテープ起こしし、ご本人に加筆修正していただいたものを掲載します。各方面で、広く読まれることを期待します（事務局）。

■ 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演会 『日本の現状と基礎教育保障の重要性』

講師：前川喜平さん（元文部科学事務次官）

1. はじめに

前川喜平です。こちらにお邪魔するのは2回目になります。昨年、基礎教育保障学会第2回研究大会の一環でこちらのフィールドワークに参加しました。そのときに、このあたりの地域についてずいぶん教えていただき、大変勉強に

なりました。今日は改めてお招きいただきましてありがとうございます。

今日は、基礎教育保障ということテーマにしてお話ししますが、先にお伝えしました基礎教育保障学会という学会が目指しているテーマでもあります。



私は、この学会を立ち上げた人間ではありませんが、学会の設立総会に招かれ、挨拶をしました。その当時、私は文部科学省の役人でした。「5分、挨拶してくれ」と言われたところ 20分しゃべってしまい、ひんしゆくをかいました。でも、その次の機会には、時間をとって講演させていただきました。今日は2時間もあるので途中で息切れするかもしれませんが、よろしくお願ひします。レジュメを用意させていただきましたのでそのレジュメをご覧いただきながらお話をさせていただこうと思います。

2. 学習権と基礎教育の保障

まず、基礎教育という言葉についてです。実はこの言葉は、憲法にも「教育基本法」にも「学校教育法」にも出てきません。基礎教育にあたる言葉としては、普通教育や義務教育という言葉がありますが、基礎教育という言葉はありません。

基礎教育という言葉は、法律上の言葉ではありませんが、人間が人間として社会の中で自立して、また、他の人たちと協力しながら生きていく上で最低限必要な教育のことを基礎教育というのだらうと思います。これは学校教育、社会教育にまたがった概念です。

先ほど友永理事長が教育の意義を3つに整理して話されましたが、まさにそのお話の通りです。教育とはどのような意味があるのか、何のために必要なのかということについて非常にはっきりと整理して話されました。私のレジュ

メよりも理事長の挨拶を読んでいただいた方がよいのではないかと思います。

基礎教育は、人間が人間らしい、人間になるために必要なものであるし、人間らしい人間として仕事をして生きていくために必要なものでもあります。人間らしい人間として、ともに生きていく社会をつくっていくという上でも必要なものです。

特に学校教育で行われる基礎教育、これを法令上は普通教育といますが、この普通教育を学校教育として行う場合には、公の教育・公教育という言葉で表現します。

家庭の中でしつけをするというのは、私の教育・私教育ですが、学校というのはこの社会全体にとって必要なことを学んでもらうという意味で「公」の教育です。この公教育の元になっているのが憲法です。憲法が求める人間像を実現していくという意味において、公教育は必要だと思ひます。

このあたりのことは、改正される前の「教育基本法」にもっとはっきり書いてありました。

「教育基本法」は、2006年に改正されました。1947年に最初につくられた教育基本法」の前文にはなんと書いてあったかというところ、日本国憲法との関係が非常にはっきりと書かれていました。この1947年というのは、「教育基本法」と憲法が施行された年です。その前文の書き出しは、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と書いてあります。新しい憲法ができたけれども、この憲法に本当の命を吹き込むのは、教育であるということです。憲法の理想というものははっきりと打ち出しましたが、その理想の実現は教育の力なくしてはできないということをいっています。その憲法の打ち出した理想は何かというと、何よりも個人の尊厳が大事であるということです。一人ひとりの命ある存在としての個人個人の尊厳というものが、何よりも一番大事なものである

ということです。一人ひとりの命や暮らしというものが何よりも大事であって、それを超える公や国家、大義など、個人の価値を超えるものはない、個人の尊厳こそが一番大事だということです。そのような基本的な価値観に基づいて、その上で一人ひとりの自由と平等、政治に参加する権利や生きていく権利である生存権、教育を受ける権利、こういった基本的人権を保障するという、つまり基本的人権の尊重が大事であるといっています。

基本的人権にはいくつかの人権があります。精神的自由権、たとえば思想・良心の自由です。どのような思想を持とうと、どのような信条を持とうともそれは構わないということです。学問を行うことは自由であるという学問の自由、あるいは人を傷つけない限りどんなことを言っても構わないという表現の自由があります。今、官邸の前では「安倍は辞めろ」と言っている人たちがいますが、それも表現の自由です。それから居住・移転の自由や、どんな職業に就くのも自由、職業を辞めるのも自由という職業選択の自由もあります。でも、職業を辞める自由がない人もいます、天皇です。最近、やっとなんか辞めることを許されて良かったと思います。天皇と皇后は、職業を選ぶ自由もなかったと思いますが、職業は、選ぶ自由があります。少なくとも辞める自由がないと人間やっとなんか思いません。それから平等についてです。尊厳ある個人としてすべての人は平等であるということ。「法の下での平等」として憲法第14条に書いてあります。人は平等に扱わなければならない。それから政治に参加する権利は、参政権です。そして社会権というのがあります。社会権というのは、憲法第25条で打ち出している生存権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権をすべての人が持っているというものです。だからそのために生活保護といった制度もセイフティーネットとして国はつくらなければならないのです。ただ、「つくらなければ」と言っても、それがどの程度だったら憲法に合致するのか、どの程度から下になると憲法違反

になるのかという、その境目がはっきりしていません。境目がはっきりしないために少しずつ切り下げられて、いつの間にか本当の意味では憲法第25条の生存権が保障されていないのではないかということまでいきかねません。いずれにしても生存権保障というのは、法律に基づいて政府が行わなければならないことです。

憲法第26条と義務教育の意義

次は、憲法第26条です。これが教育を受ける権利です。これは社会権の中でも非常に大事なものです。教育を受けることが保障されなければ、人間が人間らしく生きられない、人間らしい社会をつくることもできないという意味で非常に大事なものです。

ちなみにこういった生存権や教育を受ける権利という社会権は、国に対して一定の行為を求める権利です。自由権というのは、国に対して「放っといてくれ」、「余計な干渉をするな」、「個人の自由なんだから、そこに踏み込むな」と言って国家権力を拒絶する権利です。これが自由権です。

社会権は、国に「これをちゃんとやれ」、「生活できるようにちゃんと生活の基盤を保障しろ」、「教育が受けられるように教育の機会を保障せよ」と国に対して一定の行為を求める権利です。それが自由権と社会権の違いですが、この社会権といわれる国に対して一定の行為を求める人権というのは、比較的新しい人権です。20世紀に入って人類が獲得した権利です。最初にこの社会権を盛り込んだ憲法はドイツのワイマール憲法だといわれています。第一次世界大戦後です。それまでドイツは皇帝が治めている国、帝国でした。太平洋戦争の前の日本と同じで、皇帝が治めていました。

その国が第一次世界大戦でひどく負けて、その後でできたのがドイツ共和国です。その共和国の憲法がワイマールというところでつくられたのでワイマール憲法といえます。そのワイマール憲法の中に、はじめて社会権規定というのが盛り込まれました。

日本国憲法第25条や第26条の社会権規定は、ワイマール憲法から継承されていると聞いています。「日本国憲法はアメリカの押しつけだ」という人もいますが、アメリカの憲法には、社会権規定がありません。生存権や学習権の保障がありません。その代わりに銃を持つ権利が書いてあります。要するにアメリカの憲法は、18世紀にできてから色々書き加えられ修正されてきましたが、まだ20世紀まで追いついていないのです。だからアメリカの憲法よりも日本の憲法の方がずっと先進的だということがいえます。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、アメリカが押し付けた憲法だったら、こんなに良い憲法になっていません。

そのような訳でこの教育を受ける権利は、重要な権利であるということです。なかでも先ほど少し言いました公教育は、憲法の理想を実現するということが大事です。平和主義は、憲法の前文と憲法第9条にしっかりと書いてあります。二度と戦争はしない、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」するということのように書いてあります。しかし、国民がぼーっとしていると政府が勝手に戦争をはじめるとことが起こります。そのときに大変な被害を受けるのは、結局国民です。これは二度と政府が勝手に戦争をすることのないように監視するという決意をこの憲法の前文ははっきりとうたっています。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意する」、そして、平和主義を守っていくということが憲法の大きな理想です。それから国民主権・民主主義、政府は、国民の信託によって仕事をする、国民のために仕事をするのが政府であるとしています。政府の仕事の結果は、国民が受け取るもので、一部の人たちのために権力が使われてはいけないということもはっきりと述べられています。

憲法の前文に、政府は国民の厳粛な信託によって政治を保つということをうたっています。それから政府で仕事をする内閣総理大臣の他、

すべての公務員は、憲法第15条第2項で、「公務員はすべて国民全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」と述べています。政府で仕事をする人びとは、国民のために仕事をしなければなりません。そして、国民は、主権者として政府が本当に主権者のために仕事をしているかどうかということを常に監視していく必要があります。監視するためには学ばなければなりません。学ばなければ、政府が国民のために仕事をしているかどうかということはわかりません。

憲法の理想というのは、今、申しあげました基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という3つの原則があるといわれています。その一番根っこの部分に、個人の尊厳という考え方があります。この憲法の理想を実現するには、「根本において教育の力にまつべきものである」ということを「教育基本法」の前文は述べています。私教育では親が勝手に自分の考えを子どもに伝えるということがありますが、そのなかには、憲法に違反することも混ざっています。よく「伝統と文化」ということを言いますが、伝統や文化の中には、反憲法的なものも含まれています。そういうものは遮断しなければなりません。基本的人権、平和主義、民主主義といった原理に背くような、反対するような考え方は、仮に家庭の中でそういった考え方が世代を通じて受け継がれてしまっても、それを遮断するのが公教育の仕事だということです。そういう任務を公教育は負っています。親の中には、差別を容認するような親もいると思います。しかし、差別はしたらいかんのだということをしっかり教えるのが公教育の仕事です。そこが私教育と公教育の大きな違いで、この憲法の理想を実現するという意味における公教育は、やっぱり非常に大事なものです。「教育基本法」の前文がいていた「憲法の理想の実現は根本において、教育の力にまつべきものである」というのが、この公教育によって憲法の理想を実現するのであるということです。公教育は、反憲法的な価値観が私的に継承されてしまった場合に、

その価値観を排除するという意味合いを持っているのです。これは公教育の非常に大事な部分だと思っています。公教育の内容に関してはそういう意味において、憲法に沿ったものでなければならないということが何より大事だと思っています。

憲法第26条第1項に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書いてあります。これは、教育を受ける権利と教育の機会均等という考え方を打ち出しています。この中の「すべて国民は」と書いている箇所は、憲法を解釈・運用するにあたって、外国人も含み、外国人にも教育を受ける権利は保障されると理解すべきです。「国民」といっているのは外国人も含むと読むのが多数説です。ただ、少数説として、憲法学者の中には、「これは国民だけ、つまり日本国籍を持っている人だけなんだ」という人もいます。これは、私は、間違った解釈だと思いますが、少数であってもこういった考え方の人がいます。しかし、日本は、国際人権規約や子どもの権利条約など、国際的に国籍を問わず、すべての人に教育を受ける権利を保障すると約束をしています。仮に憲法が国民にしか保障していないという解釈をしたとしても、国際人権規約や子どもの権利条約によって、外国人の教育を受ける権利、国籍を持たない人の権利は保障されます。国籍を持っている人にしか保障されないという憲法解釈は問題だと思っています。もし私が憲法第26条を改正するのであれば、国民という言葉を中心に「人」と変えた方がよいと思います。すべての人は教育を受ける権利を有すると変えた方がよいと思います。人権はそもそも、人が人であるということによって当然持っている、生まれながらに当然持っている権利のことを言いますから、人が人であることによって持っているのです。だから人は全員、どんな人も持っているというのが人権です。犬は持っていないのです。犬は人権を持っていません。犬権というのはありません。ただ、生きとし生けるものを慈しむ

というのは大切ですし、憲法や法律の問題ではなくとも、生命は大切するということはあると思います。しかし、憲法というものは人のための規範なので、犬までは残念ながら人権を持っていません。人権というのは人が人であるということによって、当然持っている権利なので、本来、国籍を問わないはずで

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」の中に、「その能力に応じて」という言葉がありますがこれも誤解を生じやすい言葉です。能力によって差別して良いというふうに読めてしまう危険性があります。ここでいう能力というのは、一人ひとりの違いであり、どちらかという個性と言った方がよいと思います。その能力といっても、単一の尺度で100人の人を一度に序列化できるようなものでもありません。例えば、学力テストや偏差値、IQなどは、人間の能力を一面的に取り出しただけのものです。それを点数化、あるいは序列化することによって使われてしまいがちですが、本来、人間の能力は、そういったもので数値化することも序列化することもできないものです。ですから私は能力という言葉よりも個性という言葉の方がよいと思います。これももし、改正させていただけるのであれば、「能力に応じて」というより、「個性に応じて」とした方がよいと思います。

この能力という言葉の解釈は、現行においても個性を含むと解釈してよいと思います。一人ひとり異なった能力や個性を持っており、一人ひとりの違いにあわせて、それぞれの違いを認め合いながら学んでいくということが大切であると解釈すべきです。

「ひとしく教育を受ける権利を有する」と書いてある中の「ひとしく」というのは、みんなが同じ教育を受けるという意味ではありません。一人ひとりが個性を持った存在だということを考えれば、同じ教育を受けることが平等だということにはなりません。むしろ一人ひとりが生き生きと生かされるような教育、学習の機会が

それぞれの人に、同じようにもれなく保障されなければいけないということです。誰でももれなくという意味がこの「ひとしく」という意味です。同じ教育を受ける権利という意味ではありません。

憲法第26条第2項は、義務教育に関する内容になります。第26条2項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とありますが、この中の子女という言葉は、古い言葉です。この言葉は、現在、法律上使いません。「子」という言葉は男の子を指し、「女」という言葉は女の子を指します。男の子と女の子という意味の「子」と「女」を合わせて子女といいます。今は男の子も女の子も今は単に「子」と表記します。憲法は、1946年につくられたので古い言葉遣いになっています。ここでは普通教育と義務教育という言葉が出てきます。この条文も誤解されやすい条文です。義務教育は、「子どもが学校に行く義務」だと思っている人が多いのですが、子どもには、学校に行く義務はありません。義務教育という言葉は、なにか子どもは必ず学校に行かなければならないというふうと考えられてしまっていますが、学校に行かなければならない義務はありません。子どもはあくまで権利を持っている、権利の主体なのです。

現在、たくさん子どもたちが不登校の状態にあります。毎年、小・中学校で13万人ぐらいいます。でもこの不登校の子どもたちは、なにか法的な責任があり、義務を果たしていないという話ではありません。だから子どもが学校に行かなきゃ行けないんだという考え方は間違っています。では、法律や憲法では、何と言っているかということ、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」といっているから、親やその他の保護者が子どもに対して普通教育を受けさせる義務を負っているのだということです。

普通教育というのは、通常、学校で行っています。まずは学校に通わせる義務があるという

ことですが、この普通教育を受けるという義務は、無理やり首に縄を付けて学校へ引っ張っていくという話ではありません。憲法は、子どもに強制して「学校へ行かせなさい」と言っているわけではありません。子どもがどうしても「学校に行きたくない、行けない」と言っている場合にも、その子どもを必ず学校へ連れて行け、強制力を働かせて連れて行けと言っているわけではありません。この普通教育を「受けさせる」という日本語をどう解釈するかということです。これは何が何でも学校に連れて行くというのではなく、「普通教育を受けられるようにしてやる」という意味です。もっと言えば、普通教育を受けることを妨げない、促すぐらいです。どうしても学校に行きたくないという子どもに対して、「どうしても行きなさい」と言って、強制的に行かせることまで求めている訳ではありません。

不登校の子どもさんを持つ親御さんが学校に行かせる義務を負っているのに、学校に連れて行かなければならないと思われるのですがそうではありません。無理やり学校に連れて行けと言っているのではなく、学校に行けるようにするということなのです。学校に行けないという子どもがいるのであれば、それは仕方がなく、受け入れなければならないのです。むしろ、学校以外の学習の場を考える方が大事だと思います。このあたりの話は、あとで「教育機会確保法」の話をするときにまた触れたいと思いますが、学校教育以外の場での普通教育を認めているということなのです。この「教育機会確保法」は、そういう方向性を持っています。

ところで、この義務教育という言葉ですが、私は、あまり好きではありません。私は、権利という言葉は好きなのですが、義務は好きではありません。実は、日本国憲法第3章は、「国民の権利及び義務」というタイトルになっています。国民の権利及び義務と書いてありますが、ほとんどの条文は、基本的人権に関する条文です。この「国民」という言葉もたぶん、「人」と変えてもらった方が良くと思います。この章

で、基本的人権は、こういうものがありますよということが並べてあります。その中に、3カ所だけ「義務」という言葉が出てきます。ただ、憲法は何のためにあるのかと考えると、憲法は国民が国家を縛るためにある規範です。国民がつくって、国が守る決まりごとなのです。ですから義務を負っているのは、本来は国なのです。国が色々な義務を負っているのです。自由を侵してはならない、生存する権利を保障しなければならない、教育を受ける権利を保障しなければならない、人びとを平等に扱わなければならないという、国が負っている義務が書かれているのが憲法なのです。主権者である国民が憲法をつくり、国が従わなければならないという関係にあるので、国が義務を負うということになるのです。

しかし、法律は違います。法律は、国がつくって国民が守らなければなりません。憲法は、国民がつくって国が守る、国が義務を負っているものなので、私としては、憲法に国民の義務規定はいらんと思います。教育を受けさせる義務についても、わざわざ憲法に書く必要はありません。

それから国民の三大義務という言葉があり、憲法には教育の義務、納税の義務、勤労の義務、3つの義務が書いてあります。これらを三大義務といって、大切なものであるかのように扱うのはおかしいと思っています。納税の義務は、憲法第30条に書いてあり、勤労の義務は憲法第27条に書いてあります。納税の義務も、確かにみんなが納税しないと国が成り立ちませんが、憲法ではなく法律に書けば良いことです。それから勤労の義務は、法的な意味で勤労を課している訳ではありません。国家総勤労法みたいな法律があって、すべての人は勤労しなければならない、働かない人間はしょっぴくぞ、働かない人間は罰するぞ、働かない人間は強制労働を課すぞというように、働く義務をすべての国民に押し付けたりしたら、それこそ憲法違反です。憲法第27条でいわれている勤労の義務

は、道徳的な意味です。訓示的な意味しかなく、憲法にわざわざ書く必要はないと思います。

憲法第26条第2項の義務教育の保護者の義務というのも、法律に書けば良いことで、憲法に書く必要はありません。実際、「教育基本法」には書いてありますし、「学校教育法」には、さらに就学させる義務というかたちで書いてあります。憲法第26条第2項の義務教育の規定も、私なりに憲法を改正できるのであれば、もっとわかりやすく書き直した方が良いと思っています。私なら憲法第26条第2項、義務教育の規定は、まず義務教育という言い方を辞めて、無償普通教育と言い換えます。誰もが受けることのできる無償の普通教育という意味です。義務という言葉はどうしても誤解を生みやすいので、すべての人が権利を持っている無償普通教育とします。だから義務教育というより権利教育といった方が正しいと思います。では、誰がその義務を負っているかということ、憲法はそもそも国が守る規範なので、国が負っている義務です。

今、日本で義務教育というと小学1年生から中学3年生まで、あるいは特別支援学校の小学部1年生から中学部3年生までの、9年間は義務教育になっていますが、私は将来的には5～18歳ぐらいまでの13年ぐらいにのぼした方が良いと思います。そしてこれを義務教育というよりも無償普通教育という言葉で表した方が良いと思います。そうすると憲法第26条第2項も大幅に書き直した方が良くなります。義務を負うという言葉を残すのであれば、主語は国にならなければなりません。「国は、〇〇の義務を負う」というように、国民はではなく、国が義務を負うかたちに書き直した方が良いと思います。どういうふうに書き直すかということ、「国は、法律の定めるところにより、すべての人に無償の普通教育の機会を保障する義務を負う」と、こう書き直した方がすっきりすると思います。

現在の憲法第26条第2項にある義務教育の義務については、今、申し上げたように解釈す

べきです。本当の意味で義務を負っているのは国なんだということです。国がすべての人に無償の普通教育の機会を保障する、こういう義務を負っているんだと捉えるべきです。「すべての人に」ですから、漏れがあってはいけません。ところが実際はそこからたくさんの方が漏れ落ちています。実際には、無償の普通教育の機会を得られなかった人、あるいは現に得られていない人がかなりの人数います。これは国が義務を果たしていない状態です。憲法が課している義務を国が果たしていないのです。私は38年間、文部科学省にいましたが、国がちゃんと仕事をしていないということがずっと気にかかっていた。

この部分をなんとかしなければならぬ、ちゃんと保障していない人たちの学習権を保障するという、これを国が本来やるべきことなのにやっていないという負い目というか、苦しさみたいなものをずっと抱えていました。ここに義務教育費国庫負担制度と三位一体改革と書いていますが教育の機会均等という、すべての人が教育を受けられるようにするという意味で、機会がすべての人に保障されなければいけない。その教育の水準が地域によってばらつきがあってはいけないんだということで義務教育については、国庫負担という制度があり、国がその財源を保障しています。

義務教育国庫負担制度と三位一体改革への抵抗

小泉内閣のときに、義務教育の国庫負担制度を廃止するという議論が出ました。各地方自治体の財政状況に任せるとこういう議論が出てたのですが、それは義務教育の機会均等を失わせるということで、文部科学省としては徹底的に抵抗しました。そして制度は残せました。しかし、負担率が1/2から1/3に減りました。三位一体改革は、小泉内閣の看板政策でしたが、文部科学省は、教育の機会均等のためにこぞって小泉改革に反対しました。徹底的に反対し、私は反対の急先鋒で相当やりました。自分の名前で月刊誌に反対だという論文を掲載しました

が、それでも左遷もされず順調に出世しました。そして、事務次官にまでなっていました。小泉内閣当時も官邸主導ではありましたが、まだ明るい官邸主導でした。正面切って反対だと言ってもけっこう許してもらえました。今のようない人事権を握って役人をコントロールするような陰湿な暗い官邸主導ではありませんでした。

こういう国庫負担制度というものは、すべての人に義務教育を保障するという意味において非常に重要な制度です。夜間中学も国庫負担制度のもとにあります。しかし、この国庫負担制度も不十分なのです。すべての人をカバーするにはなっていません。それは制度の改善がまだ必要だということです。

3. 子どもの貧困と教育格差

①教育基本法第4条と教育の機会均等

子どもの貧困の問題が今、クローズアップされています。そもそも社会全体で貧困の格差が広がっています。これは教育政策だけでなく、経済政策、社会政策、労働政策全体含めての問題です。そして、特に金融経済をどう制御するか、いわゆるアベノミクスといわれるような経済政策が果たして正しいのかどうかということにもつながっていく問題だと思います。私は教育行政をやってきた立場なので、そこまでの話はできません。しかし、資本主義という経済体制が本質的に持っている問題点はあると思っています。富めるものがますます富み、貧しいものがますます貧しくなる格差が拡大するような、その原因がシステムそのものにあるのではないかということは感じます。特に今の資本主義というものがあまりにも金融というものに寄りかかっている、金融セクターの肥大化を招いていると思います。実は地球上にはお金はたくさんある訳です。しかし、必要とする人のところにはまわってこない。金は天下のまわりものと言いますが、富める人の間でしかまわっていません。そういう経済全体のあり方、グローバル経済のあり方を国際協調で対応していかなければならぬのに、それが

できていません。その最たるものがタックスヘイブン（租税回避地）といわれるものだと思いますが、その辺りは私の専門外なのでこの辺にしておきます。

子どもの貧困といわれる状態は、教育行政としては放置できない状況だと思います。社会の中に格差があるのはどうしても仕方がない部分はあるとは思いますが。人生、成功した人と失敗した人というものがあるかもしれない。しかし、子どもがこれから人生をはじめていくというときに、親の因果が子に報いるというのはよくありません。親が仮に社会的に成功しなかったとしても、生活保護を受けていたとしても、子どもたちは人生のスタートラインにおいて、十分な教育の保障がなされなければならないと思っています。親が貧しいからといって、子どもの教育機会が奪われてはいけません。これは当然のこと、先ほどの憲法第26条がいていた、「ひとしく教育を受ける権利を有する」の「ひとしく」の中に含まれていることであって、それをさらに「教育基本法」の第4条では、どういう言葉でいっているかということ、「ひとしく教育を受ける権利を有する」という言葉の意味内容として、経済的地位によって差別されないということが書いてあります。その他にも人種、信条、性別、社会的身分、門地ということが例示され、差別されないとしています。特に教育に関しては、経済的地位によって差別されないと書いてあるのです。実は、法の下での平等を定めた憲法第14条のなかには、この経済的地位という言葉は出てきません。しかし、教育の機会を定めた「教育基本法」第4条には、人種、性別、社会的身分、門地といったものに加えて、経済的地位によって差別されないということが入っています。つまり、子どもたちがどんな家庭に生まれようと、どんな貧しい家庭に生まれようとも、教育を受ける権利は保障されなければならないということが「教育基本法」ではっきりとうたわれているのです。それは憲法第26条の「ひとしく」という言葉の中にそういう意味が含まれているということです。ところ

が現実にはそうなっていません。憲法の理想というものは、100%実現されていません。現実に進学機会においても、格差があり、学力についても格差が生じています。

②貧困と進学率・学力の格差

家庭の経済力の違いによって学力差も生じているし、進学率にも大きな差が生じています。お茶の水大学の耳塚 寛明さんという方がかなり詳しく分析しています。全国学力調査の結果を使って分析しても、保護者の収入の多い、少ないによって子どもたちの学力の違いが出てきています。これは単に収入の違いということではなく、子どもたちを取り巻く人間関係や文化的な環境の違いもあります。家にどのような本があるか、家族とどんなテレビ番組を見ているかなどです。例えば、NHKだと「ダーウィンが来た！」という番組がありますが、あのような番組を親子でみているという家庭はなかなか良いのですが、芸人が芸人を叩いて笑っているという、そういうものばかりをみているとまた違ってきます。そういう家庭の文化力というのも影響してきます。経済的条件だけでなく、社会的・文化的条件も子どもたちの学力に影響が出てきています。読書の習慣があるかないかということもそうです。

進学機会というのは経済的条件がかなり響いてきています。高等教育といわれる大学と専門学校の進学率を見てみます。大学の進学率は、今50%を超えています。それから専門学校への進学率も20%を超えています。あわせて約8割です。18歳の若者で大学・専門学校等の高等教育に進学する割合は、もう8割に達しています。高等教育に進学しない人の方がマイノリティで2割になるわけです。では高等教育への進学は、どのような条件によって決まってくるかということ、圧倒的に経済的条件です。

児童養護施設の出身者の高等教育への進学率は、二十数%です。つまり4人に1人ぐらいしか、大学または専門学校に進学できていないと

いう状況です。それから生活保護家庭の進学率は三十数%です。3人に1人ぐらいです。

経済的理由で進学を断念している子どもたちが進学できるようになれば、あっという間に高等教育進学率は9割を超えたいと思います。これからの世の中は、少なくとも20歳ぐらいまでの教育は意欲さえあれば、すべての人が経済的な心配なく学べるというところまで持っていかなければおかしいと思います。それがまだまだできていません。

経済的な国の支援、まさに教育を受ける権利の保障は、国の義務に入ってきます。「ひとしく教育を受ける権利を有する」と憲法がうたっています。それを保障する義務が国にあり、国がそのための政策をとらなければなりません。これは「教育基本法」の中にも、「奨学の措置を講じなければならない」と書いています。しかし、それが十分行われていないという問題があります。

③就学援助制度と高校授業料無償化制度

小学校、中学校は、授業料も教科書も無償です。しかし、それ以外に様々な経費がかかります。学校で徴収金として保護者から教材費や給食費、修学旅行費、あるいは様々な行事のために必要な経費を徴収します。PTAも本来は任意加盟ですが、事実上、強制加入みたいになっているのが実態ですから、PTA会費も当然必要になってきます。部活動をすれば部活動費もかかってきます。こういうものを家計が持たなければならないのです。そのような負担を援助するのが就学援助制度です。現在、就学援助制度を6人に1人が利用していますが、これも不十分です。まず非常に問題なのは、市町村の財政任せになっているということです。国が財源保障をしていないという問題があります。実は、2004年までは国の補助制度がありました。先ほど話しました小泉内閣の時の三位一体の改革によって国の補助制度が廃止になりました。要保護家庭については、国の補助が細々と残っています。しかし、圧倒的に対象人数が多

い準要保護家庭、つまり生活保護に準ずる家庭の子どもたちの就学援助に関しては、国の財源保障制度がなくなってしまいました。その代わりに普通交付税で行うことになりましたが普通交付税は尻の突っ張りにもなりません。

総務省が交付税を配っていますが、交付税交付金というのは、その中に算定されていますよ、というだけであって、就学援助に必ず使うとはなりません。就学援助の問題点は、貧しい家庭が多い地域ほど対象者が多いということです。当然のことです。裕福な家庭が多いところは、対象者が少ないのです。では、市町村が徴収する税金はどうかというと住民税を考えたら、裕福な家庭が多い方が住民税収入はたくさんあります。しかし、貧しい家庭が多い地域では、住民税収入が少ない訳です。つまりどういうことが起こるかということ、財政力の低い、つまり貧しい家庭が多い市町村の方が歳出が多くなるということです。貧しい家庭が多い地域では、就学援助が必要な対象者が多くなります。逆に裕福な人が多い地域は、就学援助の対象者が少なくてすみます。収入は多いですが、支出は少なくてすみます。こういう関係があるのが就学援助なんです。貧しいところほど歳出が多くなるようなものに関しては、国がちゃんと財源保障しなければならないんですね。市町村の財政任せにするのは間違いなのです。

ところが小泉内閣のときに国による財源保障がなくなってしまいました。これは非常に問題だったと思います。今からでも国の財源保障による仕組みを復活させるべきだと思います。しかし、一度なくした国の補助制度を復活するのはなかなか難しいのが現状です。本当の意味で就学援助を国の政策として充実させるのであれば、当然、国の財源保障制度を復活させなければなりません。就学援助にはこういう問題があるということが一つあります。

それから高校授業料無償化の制度についてです。これは民主党政権で導入されたことです。高校授業料無償化というのは、18歳までの子どもたちの学習を家計にゆだねるのではなく、

社会的に支えるということです。親が教育費を負担するという考え方を改めて、子どもたちの教育費は、国・社会全体が保障するという考え方に転換したということです。無償化というのはそういう意味です。先ほど、義務教育ではなくて無償普通教育という言い方をする方が良いと言いましたが、その無償普通教育の中に高等学校教育も含まれていくという考え方です。無償の普通教育という教育の機会をすべての人に社会的に保障していくという考え方です。この高校授業料無償化という考え方は、18歳までの子どもたちの学習権保障だという意味合いがあります。ですから無償という以上、こちらの子どもは親が支えて、こちらの子どもは社会が支えるという話にはなりません。すべての子どもが社会的に支えられることによって、無償普通教育といえるのです。

ただ、民主党政権で導入した制度では、不十分でした。公立高校は、完全に無償化されましたが私立高校に関しては、かなり有償のところが残りました。私立高校の場合は、そもそも授業料を自由に設定できますから、年間100万円の授業料をすべて保障できないという部分があります。とんでもなく高額な授業料を取っている私立学校もあったので、それも含めてすべて保障するのはおかしいだろうということなので、一定額までは無償にすることになりました。その一定額というのがかなり低いものだったので不十分だった訳ですね。その後、引き上げられ、今は年間30万円ぐらいまでは、低所得層の場合は、就学支援金でカバーできるようになっています。それでもカバーしきれないところもありますが、大阪府はカバーしきれない部分もカバーし、実質無償になるよう努力をしています。ある意味では高校授業料無償化制度に関しては、国よりも大阪府は先をいっています。全部が全部、大阪府は良いとは言えませんが、この施策に関しては、国より先にいっています。

ただ、民主党政権が導入した高校授業料無償化というのは、公立高校に通う最も低所得層の生徒にはメリットがありませんでした。最も低

所得層の子どもたちは無償化政策が導入される前から公立高校で、全額免除制度がありました。公立高校で全額免除の制度の恩恵を受けていた低所得層の子どもたちにしてみると授業料がタダになったといっても、元々タダだったので何の恩恵もなかったのです。

低所得層の子どもたちについては、授業料をなくすだけでは不十分で、それ以外の様々な経費についての公的支援が必要なのです。これは義務教育の就学援助と同じことです。義務教育では、授業料がありませんが、それ以外に様々な経費がかかるので就学援助が必要になります。高等学校も授業料は仮にタダになったとしても、それ以外の経費が必要です。その部分の支援、いわば高校版就学援助が必要だということです。高校版就学援助のことを給付型奨学金という言い方で、考えてほしいということになりました。ただ奨学金と言ってしまうと、一定の成績以上の子でなければ、受けられないということが起こってしまうので、すべての子どもに学習権保障をするという考え方であるのなら、成績でわかるべきではありません。

高校の給付型奨学金の導入については、民主党政権のときに文部科学省が一生懸命財務省に毎年要求しました。しかし、うまくいきませんでした。この高校生のための給付型奨学金を実現したのは第二次安倍内閣です。安倍内閣も良いことはするんです。

私はその安倍内閣のとき大臣になった下村文部科学大臣のもとで、初等中等教育局長になりました。実はこの高校生のための給付型奨学金を現実の制度として設計する担当の局長でした。これは、結局どういう制度かということ、都道府県が奨学給付金という渡しきりのお金を低所得層の高校生に交付する、そのための財源の1/3を国が出すという仕組みです。あと2/3は、地方交付税のなかで、財源措置をします。このようにして奨学給付金という制度ができました。この制度では、最初、給付型奨学金と言っていたのですが、奨学給付金に変えました。なぜ変えたかということ奨学金と呼んでしまうと、各都道

府県の奨学金条例の改正が必要になり、それが面倒であったので奨学金ではないとしました。そうはいうもののこれまで給付型奨学金と言っていたので、それがかたちを変えたものですよ、とわかるように奨学給付金としました。奨学給付金というものが2014年にできました。

この制度によって低所得層の高校生も授業料以外の支援が受けられるようになりました。これは大きな進歩だったと思います。しかし、財源が限られていたために、第一子と第二子以降とでは違う、差を付けるということが起こってしまいました。1番目の子どもとして生まれた人は、給付が少なく、2番目以降の子どもは、給付が多くなるという差がつけてあるのです。これは非常に問題だと思っています。財源がないからそうせざるを得なかったのですが、しかし、だからといって第一子と第二子以降で差を付けるというのはおかしいと思います。憲法第14条に反する内容であり、それを平気でやっている国はおかしいと思います。私は、お兄ちゃんやお姉ちゃんが訴訟を起こしたら勝つと思います。私が裁判官だったら、これは法の下での平等に反するという判決を出します。結局どういうことが起こるかという、本人がもらう額が少なければ、後は、借りるしかないのです。貸与型の奨学金を借りる訳ですからそうすると、給与の方が少ないと貸与の方が増えます。そうすると借金をたくさん抱えなければなりません。お兄ちゃん、お姉ちゃんは、たくさん借金を抱えなければならぬが、弟・妹の方は少なくすみませぬ。別に第一子として生まれたくて生まれた訳ではないので、絶対に法の下での平等に反すると思います。いずれにしてもこういうおかしい状況は早く是正しなければなりません。この奨学給付金に関しては、第一子、第二子の区別をなくすというのがまず先決です。これは、違憲状態だと思っていますから早く是正して、第一子に関しても第二子以降と同じ金額を確保するというをまずやる必要があります。そこがまだ不十分なところですよ。

この制度は、安倍政権になってから導入されました。安倍政権の良い政策の一つだと思います。しかし、この財源を生み出すために、高校無償制度に所得制限を導入しました。8割の高校生は無償だけれども、2割の生徒は有償だということです。つまり、授業料を納める高校生と納めない高校生が出てくるのです。こういうおかしいことが起こってしまっています。だいたい8割の生徒は無償で、2割が授業料を払うということになります。同じクラスの中に授業料を払っている生徒と払っていない生徒がいるのです。こういう状態は、残しておくべきではありません。無償化という社会的に学習権を保障するという考え方に反します。この子は親に、この子は社会にというのではなく、社会全体で学習権を保障するということからいけば制限を付けるべきではありません。すべての人に対して教育費の保障、授業料の保障をしなければなりません。つまり今の安倍政権で行った所得制限という考え方は、学習権保障という考え方から逸脱しています。なぜ所得制限をしたかという、奨学給付金の財源を生み出すためなのです。ですからある意味所得再配分なんです。高所得層の方のメリットを減らしてその代わり、低所得層の方のメリットを増やした訳ですから所得再配分政策なのですがこういうかたちでやるのはいかがなものかと思っています。むしろこれは、税制を含めてすべきだったんだと思います。

この点に関していえば、若年扶養控除制度があります。つまり16~18歳までの扶養親族がいる場合に所得控除というのが行われます。38万円分税金がかかる所得から引くという制度があったわけです。これは何のためにやるかというと、高校生を持つ親が教育費負担を軽減してもらうための制度です。所得控除制度というのは高所得者の方が多く税金をまけてもらえる制度です。この控除を廃止するということによって、100億を超える財源が出てきます。この財源を給付奨学金の財源に充てればよかったと思います。この扶養控除を廃止する代わりに

無償制度の所得制限は撤廃する方が望ましい政策だと思っています。

大学・専門学校に対する奨学金制度は、あゆみが早いとは言えません。しかし、遅々として進まずというほど遅い訳ではありません。なんとか少しずつ改善されてきているという状況です。特に給付型奨学金については、昨年度に試験的に導入されて今年度から本格的に導入ということになっていますがまだ財源が乏しいので十分な額にはなっていません。

しかし、この返さなくていい奨学金というのが導入されたことの意義は大きくて、これをぜひ大きく育てていく必要があると思います。そうすることによって、先ほど申し上げた経済的理由で大学・専門学校に進学できないという状態を解消していくことが大事だと思います。これも財源が必要な訳です。財源がなければどうにもできないじゃないかと言われます。しかし、これも今申し上げた控除から給付への転換、所得再配分、これによって財源を得ることができます。つまり所得税の控除制度ですが19～22歳までの扶養親族がいる場合に特定扶養控除といって所得税の課税所得から63万円が控除されます。

63万円の所得控除とはどういうことかというところ、所得から63万円を引いた上でそこに税率をかけて所得税が計算されるのです。そうすると例えば大学生のいるお金持ちの家、年収が2000万円あったとします。年収が2000万円あると所得税率は最高税率45%です。その場合いくら所得税をまけてもらえるかということ、63万円×45%です。だいたい30万円ぐらいです。つまり年収2000万円ぐらいの家に大学生が1人いると、年間の所得税30万円まけてもらえるということになります。

一方で年収300万円程度の、課税最低限のちょっと上、つまり所得税が5%という家庭で子どもが大学に行っている場合、税金をいくらまけてもらえるかということ、所得控除額である63万円の5%、つまり3万1500円です。つまり、貧しい家庭の場合は、3万円ちょっとしか

まけてもらえません。さらに年収が課税最低限以下、例えば年収150万円の家庭の場合は、そもそも所得税を払っていないので、所得控除制度からは1円の恩恵もありません。

つまりこの所得控除制度は、逆進性があるということです。収入が多い家庭ほど税金を多くまけてもらう制度です。この制度を廃止して、収入のある人はそれなりに払ってもらい、その代わり課税最低限のラインの前後で暮らすという人たちのための教育費の財源に充てることにしたらいいのではないかと思うのです。これは結局、所得再配分なのですが、教育費負担軽減政策の中で、高所得層の税負担を増やし、その財源で低所得層の教育費の支援を行うということです。

このように、教育の無償化や教育費負担軽減は、税制とあわせて考えていく必要があると私は考えています。

④教育と福祉の連携、地域とNPOの力

子どもの貧困を考えるときにこれまでは経済的なことばかり話してきました。経済的な支援は確かに必要ですが、経済的な支援だけでは、本当の意味で子どもの貧困対策にはなりません。それは先ほど学力の格差というところで申し上げましたが、家庭の文化的な環境や人間的な環境も重要です。こういったことが子どもの成長や学習に大きく影響します。子どもが学び、育つという環境をつくる必要があります。家に帰っても誰もいない、家に帰っても十分に本がない、そういった環境の中で、なかなか子どもたちは豊かな人間性を獲得することはできないし、学習する意欲も出てきません。そういう意味で、様々な子どもたちに対する居場所が必要になってきます。学校だけでは何ともできないことがあります。教育と福祉が連携する必要があることもあるし、地域の力やNPOといった民間の力を最大限に生かしていくということが必要になってきます。

不登校とフリースクール

(児童虐待と就学義務違反)

学校に来られない子どもたちのためには、フリースクールが自然発生的に十年來できています。このフリースクールに対しても、はじめて「教育機会確保法」が一定の地位を与えました。学校以外における学習の必要性があるということはこの法律の中でうたいました。これは「教育機会確保法」に「学校以外での多様で適切な学習活動の重要性」がありますが、こういう言葉が法律上はいったことに意味があります。これは非常に画期的なことです。学校以外での、多様で適切な学習活動の場、こういうものを正面から認める文言が法律上入ったのです。これはいわばフリースクールの活動に法律的な根拠を与えました。それからこの不登校つまり子どもが学校に来ないということも、法律上正面から認めることになりました。不登校児童生徒一人ひとりが休む必要がある場合を意味する「休養の必要性」という言葉が入ったということが非常に重要です。

つまり、この法律の画期的なところは、学校以外の場所における学習活動を正面から認めたこと、そして、子どもたちの学校を休む必要性を認めたということです。

講演のはじめに普通教育という言葉を使いました。憲法第26条、あるいは「教育基本法」も同じ言葉、普通教育を使っていますが、義務教育の規定のところ「すべて国民は、法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を」と書いてあります。これを義務教育と呼んでいます。国は法律の定めるところにより、すべての人に無償の普通教育の機会を保障する義務を負うとありますが、この普通教育は、憲法でも「教育基本法」でも学校という言葉を使っていません。学校でなければ普通教育ができないということは、憲法上あるいは、「教育基本法」上ではありません。つまり学校以外においても普通教育ということがあり得るんです。ところが「学校教育法」では、普通教育はすべて学校で行うことになっ

ています。従って、普通教育を受けさせる義務は憲法や「教育基本法」に書いてありますが、学校教育法は、学校以外のところには普通教育はないんだという前提でできているのです。ところが、この「教育機会確保法」では、学校以外での学習活動というのを認めました。ただ学校に在籍せずに学校の外でまるまる普通教育を受けることを認めた訳ではありません。

この「教育機会確保法」は、二つの案がありました。最初の案は、学校以外での普通教育を正面から認める法律案でした。学校には在籍せず、学校の外で、例えばホームスクーリングというかたちで、家庭において学ぶとか、あるいはフリースクールなど学校以外の様々な場での学びを正面から認めようという案でした。その場合は保護者の責任において、色々なアドバイスを得ながら個別学習計画つまり個別に子どものための学習計画をつくります。それに対して教育委員会が普通教育として、義務教育として認めますよ、就学義務・就学させる義務を果たしていますよということ認めます。つまり学校に在籍せず学校の外で義務教育をして良いですよ、という仕組みをつくらうとしていました。

しかし、この案は、自民党から共産党まで反対の人がいてつぶれました。この案に関しては、学校制度が崩壊するのではないかと心配をする人がいました。確かに偏った教育をするようなことがあってはいけません。先ほども言ったように公教育というのは憲法に基づいてこれだけはちゃんと教えるというものがなければなりません、それがおろそかになる可能性があるということで廃案になりました。しかし、学校の外に普通教育があつてはいけないということはないということで、このような案がつけられました。これは馳浩^{はせひろし}議員が立法チームにいるときにつくったので馳試案と言われています。

馳さんの後を引き継いだ立法チームの座長は、丹羽秀樹さんといって、現在、副大臣をしています。この人が中心になって超党派の立法チームで改めてつくったものが丹羽試案というもの

で、今の法律はこの丹羽試案をベースにつくられました。こちらは、学校の籍を抜くことはしません。学校に在籍したまま、しかし休むことは認めよう、休んで学校の外で学ぶということも認めましょうというものです。学校に在籍しているという状態はそのまま残すので、卒業証書はあくまで学校から出すという考え方です。馳試案は、学校からは卒業証書はもらわず、教育委員会から義務教育修了書というものをもらうという考え方でした。

この不登校という言葉は非常に曖昧な言葉でもあります。かつては、学校が怖くて行けない、学校恐怖症という言葉がありました。私も学校恐怖症的なかんじで小学校3年生の時に学校に行けなくなりました。私は奈良県の田舎で生まれました。田舎は、近鉄の御所線の終着駅である御所です。私が生まれたのは旧御所町と合併した旧秋津村といえます。御所の駅からバスに乗って20～30分行かなければたどり着けないところで生まれました。8歳の時までそこにいて、東京に引っ越し、そこで不登校になりました。小学校3年生の時です。学校が怖くて、先生が恐かった、そして周りの子どもにもなじめませんでした。周りの子どもたちに父親、母親のことを「お父ちゃん、お母ちゃん」と言ったら笑われました。僕たちは「パパ、ママと言うんだよ」と言われました。なじめず、嫌だなあ、奈良に帰りたいなあと思っていました。私も学校恐怖症だったんですね。

登校拒否という言葉がしばらく使われていましたが、登校拒否は、ネガティブな否定的な意味を感じさせます。つまり義務を果たしていないというニュアンスがあります。だから登校拒否という言葉は辞めようとなりました。「何も悪いことではないんだよ」という意味合いを込めて、不登校という言葉になりました。ところが不登校という言葉になったとたん、学校に来ていなければすべて不登校ということになってしまって、そこでちょっと問題になったことがありました。子どもが学校に行ける状態にあるにも関わらず親が行かせていないという状態、

これは就学義務違反です。子どもの人権を抑圧しています。人権を蹂躪している状況です。それが不登校と紛らわしくなり見逃されているという状況になっています。本当は親が果たすべき義務を果たしていない、あるいは親代わりになって保護する保護者が義務を果たしていないにも関わらず、それが不登校として、認められてしまうということが起こってしまっています。

こういう事態がところどころで起きてしまいました。これは、しっかりと区別しないといけません。就学義務違反は、ネグレクトの一種であり、児童虐待に含まれる行為です。これはきちんと教育委員会と児童相談所がタッグを組んで摘発しないといけません。就学義務違反は学校教育法に罰則があり、刑事罰が科せられます。就学義務違反の親は、裁判にかけられ、罰金に処せられるのです。ただ40年間、この種の刑事裁判は行われていません。現実には就学義務違反の親は見逃されています。不登校と就学義務違反を見分けるのは非常に難しいことです。しかし、ここはきちんと見分けて、子どもの権利が侵されている、蹂躪されているという状況があるのであれば、親を捕まえなければなりません。

⑤スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

子どもを救い出すために福祉との連携が非常に重要になってきます。そういう意味では、学校・家庭・福祉をつなぐような人が必要になります。不登校対策としてはスクールカウンセラーが配置されてきていますが、今、配置をすすめているのは、スクールソーシャルワーカーです。このスクールソーシャルワーカーが非常に重要な役割を負ってくるだろと思います。今申し上げたような、児童虐待にあたるような就学義務違反は、このスクールソーシャルワーカーによって、見いだされることが期待されています。子どもたちを取り巻く環境をどうつくっていくかということに関して、家庭任せだけでなく、社会的な取り組みの中で補い支えて

いく必要があります。全国に2000カ所以上できている子ども食堂も、そういう取り組みとして非常に必要なものだと思います。

国の政策としては、厚生労働省と文部科学省がそれぞれ政策をすすめています。子どもたちの放課後の取り組みとして文部科学省では、放課後子ども教室という仕組みをすすめています。この取り組みは、どんな子どもでも参加できるよう対象となる子どもを限定していません。生活保護家庭かどうか、あるいは、共働きかどうかなどは関係ありません。

厚生労働省では、放課後健全育成事業という、いわゆる学童保育を行っています。これは、家に帰っても親がいない、保育に欠けるといふ子どもたちのために放課後に子どもたちを預かるという位置づけの取り組みです。こちらには、公的な収入を得て仕事として働く学童保育の指導員がいます。文部科学省の放課後子ども教室は、地域の人たちがボランティアで無償の活動として加わる場となっています。

この二つの取り組みは、子どもたちの放課後の活動という意味では共通しています。だから今政府は二枚看板で、この二つの事業を一つの場所で行えるようすすめています。

厚生労働省の取り組みは、お金がたくさんつきますが文部科学省の方は、お金がつかみません。放課後子ども教室の看板を掲げると、対象となる子どもを限定しないので子どもを差別しなさいです。こっちの子は来てはダメということがありません。誰が来てかまわないというように一緒にやると、差別が見えなくなってくるという意味があり、そういうやり方で行っています。厚生労働省がやっている学習支援は貧困家庭に対象を絞っています。

⑥学習支援事業と地域未来塾

文部科学省は、地域未来塾という学習支援をボランティアで地域の方々に無償でやってもらうという考え方で事業を行っています。厚生労働省は、これと異なり報償を出して、人を雇う

という考え方で事業を行っています。文部科学省は、この二つの事業を組み合わせることによって、誰が来ても良いという取り組みになるようすすめています。指導員の人もボランティアの人もいると混ぜてしまうということもできます。

厚生労働省型の事業と文部科学省型の事業を組み合わせるといふのは自治体レベルでできるので、おすすめてです。二枚看板というより、二つのものを一つの看板にしてしまうということです。



4. 夜間中学と「教育機会確保法」

①識字教育、日本語教育と夜間中学

「教育機会確保法」で一番大切な夜間中学の話をしていきます。

夜間中学、これは、先ほどからお話している基礎教育保障のための学びの場です。国がすべての人に保障しなければならない基礎教育、無償の普通教育の場です。本来、権利であるはずの無償普通教育が保障されなかった人たちが相当数います。全国夜間中学研究会の推計では、日本国内に百数十万人いるとされています。

この夜間中学に関しては、もともと様々な学習ニーズがあります。夜間中学の特徴は、学習ニーズが様々であるということです。その様々な、多様な学習ニーズに応じるということが時代を追って求められてきました。

夜間中学ができた当初は、12～15歳の子どもたちが対象でした。昼間の中学校に経済的な理由で行けない、工場で働くなど労働に従事しなければならないということで昼間の学校に行けない子どもたちのための学校でした。しかし、

そういった状況の子どもたちはだんだん減っていき、その代わりに若いときに義務教育を受けられなかったという成人が増えてきました。

一時期、国が夜間中学をなくそうとしたことがありましたが、その時に高野雅夫さんという人が立ち上がって夜間中学をなくしてはいけないと訴えました。その結果、次々廃止されていた夜間中学が逆に新しくつくられるという機運が盛り上がりました。それが1970年前後になります。

このあたりから関西でも東京でも夜間中学が改めてつくられるようになりました。一時、学校数も全国で20校ぐらいになり生徒数も500人をきったところまでになったのですが、70～80年代に盛り返して増えていき、全国で30校以上、生徒数も3000人ぐらいになりました。そのときに様々なタイプの生徒が入ってくるようになりしました。在日の女性たちで若い頃に学ぶ機会が得られなかった人たちなどもそうです。夜間中学は、こういう人たちの学びの場として、識字教育の場として非常に重要な意味を持ちました。被差別部落出身ということで学校に行けなかった人たちについても同じことがいえます。そうやって識字から勉強して少しずつ勉強していきました。

夜間中学は、こういう識字教育からはじめる場として、非常に重要な役割を担いました。さらに70年代に入ると旧満州からの引き上げの人たちやその子どもたちが増えてきました。国籍は日本だけれども日本語がわからないという人たちが日本語を学ぶ場として、重要な役割を担ったのです。さらに90年以降は、様々なアジア各国、韓国・中国・タイ・フィリピン、そういった国からやってくるニューカマーの外国人が日本語から日本社会に適應していくために様々なことを学んでいく、そういう場として非常に重要な役割を担ってきました。今は、ネパール国籍の人たちが非常に増えています。

この3年の間ぐらいに文部科学省の姿勢がガラッと変わりました。「教育機会確保法」の基本理念の4番目のところに「年齢又は国籍等に

かかわりなく」と書いてあります。この国籍等の等のところは法律ではなんと書いてあったかということ、その人のおかれている状況に問わずというような言い方になっています。どんな状況にある人でも学ぶ場が必要だ、特に年齢や国籍は問わないということを示しています。たとえ90歳であっても義務教育課程における学びをすることは、大事なことです。どんな国籍であっても、国籍がなかったとしても教育機会を確保することは非常に大事なことであると言っています。特に国籍に言及したのは大きいと思います。憲法には、「すべて国民が」と書いてあると言いましたが「教育機会確保法」では、国籍を問わないと言い切っています。ある意味、憲法を超えているといえるでしょう。もう一つは、「地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会提供等の措置を講ずる」と書いてある箇所です。文中の「夜間等において授業を行う学校における就学の機会提供」というのは一つの提示です。それ以外にも色々な方法がありますよ、ということです。つまり、識字学級を開く、日本語教室を開くということもこの中に含まれます。夜間中学という形式にこだわっている訳ではありません。それ以外の様々な教育機会があるという、そういう場をつくっていくということを地方公共団体に求めています。

この法律ができたのは非常に画期的なことでした。しかし、この法律をつくる過程においては、先ほど少し触れましたが、馳案と丹羽案の二案がありました。夜間中学に関わる部分については、どの党派の人も賛成でしたが、不登校については、意見が分かれました。この夜間中学に関わる部分については、超党派で誰もが支持しました。こういう超党派の議員連盟がすすめる政策がとられたことによって、長年冷淡だった文部科学省の姿勢が変わりました。私は、もともとこういう人たちをなんとか支援したいとずっと思っていました。こういった機運が出てきたので、「いいぞ、今がチャンス」ということで、こういう法律をつくることに積極的に

参加しました。文部科学省の政策を大きく変えていく方向に動いたのも超党派の議員連盟ができたからです。超党派の議員連盟ができたのは2014年です。これは夜間中学関係の人たちの長年の働きかけの成果です。関係者の努力が実ったのです。

外国人の社会参画と中学校形式卒業者の学力保障

文部科学省が変わった一つの証拠は、3年前に出た通知です。それまで門前払いしていた中学校の形式卒業者に夜間中学の門戸を開くといった内容のものです。形式卒業者とは、不登校で学校に行っていなかったにも関わらず、卒業証書をもってしまったという人です。1980年代頃までは、中学校にも除籍がありました。ずっと登校していない子どもの場合は、15歳を過ぎたところで籍を抜き、卒業証書をあげないというものです。しかし、不登校の問題が顕在化し、中学校卒業という学歴すらもらえないということは、非常に問題があるのではないかとということで、1980年代の終わり頃から文部科学省が不登校の子どもにも卒業証書を出さないという指導をするようになりました。今は、どこの中学校でもどんな不登校の子どもにも卒業証書を渡しています。つまり中学校卒業という学歴だけは、とにかくつけてあげるという考え方ですが、学力はついていません。形式的に卒業はしているけれども実質的には学力がついていない人たちがたくさんいます。しかし、これまでは、そういう人たちが夜間中学で学びたいと夜間中学の門を叩いてもその門は開きませんでした。あなたはもう卒業証書を持っているから、中学校に二度入ることはできませんというような理屈で門前払いされていました。それを文部科学省は姿勢を改めて形式卒業者であっても学び直せるように改めて通知を出しました。それによって、一昨年、去年、今年と形式卒業の方々が夜間中学に次々と入るようになってきています。

文部科学省は、これまで門前払いしてきた人たちに謝らなければならないと思います。

小学校、中学校を通じて不登校の人たちは13万人いますが、そのうち中学生は11万人います。不登校は、圧倒的に中学生になってから増えます。したがって不登校のまま中学校を卒業したといっても、実は小学校までは普通に卒業しているという人が多いのです。その人たちが求めている教育はまさに中学校教育です。だから識字や日本語からはじめる必要はありません。こういうタイプの人たちがこれから増えてきます。一方でニューカマーの外国人で日本語から勉強する必要のある人もいるし、それから在日の人たちや識字から勉強する人たちもいます。つまり識字教育の必要性もある、日本語教育の必要性もある、でも一方で中学校教育の中身を求めてくるという人もいます。こういう様々な学習ニーズの人たちが一緒に学ぶのです。一緒に学びながら、しかし、それぞれの学習ニーズを満たしていくというにはどうしたら良いかという非常に難しい問題が夜間中学にあります。

夜間中学はそもそも数が少ないということが問題です。関西と東京には、一定の数ありますが東北や北海道には1校もありません。それから広島県に2校ありますが、それより西にはありません。四国にも九州にもありません。四国にないのは獣医学部だけではないのです。獣医学部をつくるのに100億円出すんだったら、夜間中学を何校でもつくれます。37億円の土地を無償で譲渡したんですよ。そんな金があるんだったら、夜間中学をつくれよと個人的な感情としては言いたいところです。

ともに学ぶということはとても大事です。障害のある人、外国人、外国にルーツを持つ人たち、あるいはLGBTといわれる性的マイノリティなど様々なマイノリティ性を持った人たちがそれぞれ学ぶということは非常に大事です。夜間中学は、非常に様々なマイノリティ性を持った人たちがともに学ぶ場という意味合いを非常に強く持っています。本当は、昼間の小学校や中学校だって持っていないといけないものです。

ともに学ぶことにより、ともに生きる社会をつくっていくという態度を身につけていけます。障害のあるなしに関わらず、外国人・日本人の子どもと一緒に学ぶということの意味は非常に大事だと思います。しかし、一方でそれぞれのマイノリティ性というもの、特に民族性というものは、尊重していかなければいけないと思っています。一方で民族教育の必要性というものをしっかりと肯定することも大事です。一人ひとりが違って、しかし一人ひとりが一緒に学ぶということです。金子みすゞの作品の一節で「みんな違って、みんないい」というのがあります。「みんな違って、みんないい」ということをまず肯定し、その上で違いを認めてともに学ぶ、違いを認めてともに生きる、こういう社会をつくっていくということが大切だろうと思います。そういう意味で夜間中学は、それぞれ違うみんなが集い、ともに学ぶ場所として非常に大事な場所だと思います。マイノリティの人たちが生きやすい社会をつくっていくという意味でもこういう学びの場をあちこちにつくっていくということが大切です。

今、経済界では、外国人労働者受け入れの枠を広げようとしています。外国人は単なる労働力として受け入れ、仕事が終わったら帰ってもらうというように都合良く行く訳がありません。外国人労働者が来るということは、そこで我々の仲間として一緒に暮らしていく、この社会をともにつくっていく仲間になるんだということです。その覚悟がなければ、外国人に門戸を開くということをしてはいけません。

その現実が夜間中学では実際に生徒層の変化ということで見えてきています。この現実は、おそらく避けて通れないと思います。様々なルーツを持つ人たちが一緒に多民族・多文化共生社会をどのようにつくっていくかということがこれからの日本社会の大きな課題だと思います。しかし、今の政府は、なかなかきちんとそういう方向に向いていません。特に小学校から導入される道徳教育は、日本人としての民族性を強調するところがあり、これを強調してしま

うと多文化・多民族共生社会がつかれなくなる危険性があると思います。日本人であるということ強調するのは危険です。もちろん日本の伝統や文化もあるし、それらを学ぶことは大切だと思います。私も日本の文化は好きです。万葉集あたりに出てくる恋のうたなんかは良いものがたくさんあります。そういう文化に触れるのは大切だと思います。しかし、日本の文化と同じように中国の文化にも朝鮮の文化にも良いものがそれぞれにあります。様々な文化の良いところを認め合っていけるような、そういった社会をつくる必要があります。日本の文化だけが大事、日本の民族性だけが大事と強調する教育は危険です。そんな危険な考え方の最極端にあるのが、教育勅語の復活です。

教育勅語には良いことが書いてあるので教育勅語を復活させよう、それを学校で使おうという人たちがいます。これはきわめて危険です。教育勅語は、日本人は血でつながった民族であるという万世一系の思想、それ以外の人間は、この国で生きてはいけないんだというような考え方を^{こくたい}國體思想といいます。

私はあえて「國體」と旧字を使って表します。「国体」は国民体育大会の国体ですが、旧字の「國體」は、現在は使われていませんが、日本の国の形のことを指します。今は使わない漢字を使うというところに意味があります。現代では通用しない考え方なので、現代では通用しない字で表すのです。これは、憲法に反する考え方です。こういう考え方は取り入れないとはっきりと認識していたはずなのに、この「國體」という考え方が、むくむくと出てきています。これは非常に危険です。「國體」というような考え方になってしまうと、多文化・多民族共生社会はつくれません。そういう意味でこれからの教育を考えると、私は、こういったものに警戒していく必要があると思っています。こういった考え方が台頭してくると、民族主義に基づくファシズムが日本を覆ってしまうという危険性があります。そういうものと対極にあるのが多文化・多民族共生社会です。

多文化・多民族共生社会をつかっていくためにも様々なマイノリティの人たちとともに一緒に暮らしていくという社会をつかっていくことが大切です。そういう意味でも、学習の機会を保障していくということは非常に大事だと思っています。

■「辺野古の今」沖縄と連帯する大阪集会 「辺野古」の現状を学び、 「オガリ像」の沖縄移送を報告 ～「辺野古の今」沖縄と連帯する 大阪集会(7月7日)開催される～

沖縄の軍事化は明治に始まる

今回の講演終了後、回収したアンケートの中に、「まだまだ今日の話だけでは理解できません」と書いた人がいた。その通り、私の話は、沖縄現代史をある程度知っているが、そんなことまで知らなかった、という「そんなこと」を伝えたかった。それは、沖縄の差別は今に始まったことではない、ということだ。

誰でも知っている「蛍の光」の歌詞に日本の植民地化の過程が盛り込まれている。一実はそこに漏れる形で沖縄の石垣、宮古という人口約5万人の二大離島が日本政府の都合で清に売り渡しても良い、と考えていた。

現在、宮古、石垣、最西端の与那国まで自衛隊の基地が拡充し軍事要塞化が進んでいる。これは明治以来、変わらぬ日本の国策ではないか。この点さえ分かってもらえればあとは沖縄民謡を楽しんで頂ければ私としては満足だ。さて講演を振り返ってみよう。

記録的大雨の中、開催か中止か

7月7日(土)神戸空港の上空に近づいた。黒雲が覆っていて、下は見えない。機内アナウンスでは雷の危険があるので15分ほど待機と

のこと。15分たった。さらに待機が続く。那覇空港を発つ前に条件が付いていた。神戸に着陸できない場合は中部空港(名古屋)へ向かう、あるいは那覇に引き返す。途中入ったニュースによれば名古屋からの新幹線はストップしている。すると中部空港はだめ、那覇に引き返すつもりか?まさか。ここまで来たら何とかなるだろう。予定より30分遅れて飛行機は滑走路に車輪をおろした。機内から出た後、ただちに主催者の小村氏に連絡。

「無事着いたので明日は予定通り出来ます」

小村氏のほっとする様子が窺えた。小村氏は「アジぶら通信」の編集・発信人だ。今回、「辺野古は今」の写真展と講演会の主催者の一人だ。



神戸市内の川は増水し、川岸の遊歩道は泥水が激しく洗っていた。西日本地方の豪雨は200人を超す死者を出した。この時点では記録的な大雨とのみ伝えられ、各地で電車は止まり、道路は寸断され、甚大な被害が各地で進行中であった。はたして明日は無事に開けるのか。

翌、7月7日、大阪へ向かう。まったく不案内なので小村氏に大阪駅まで出迎えに来て頂き住吉隣保事業推進センターへ。南海高野線には初めて乗った。住吉東駅を出てすぐセンターはあった。小雨の土曜日だ。人は少なそうだ。館内に入ると右手のいくつかのテーブルで女性たちが打合せや勉強会をしている。人の寄り付かない公民館は多いが、ここは別らしい。有効に使われているようだ。一階には今回の写真展の

一部、黒白で撮った「ゲート前の人々」が廊下の両脇に飾ってあった。カメラマンは小出由美さん。長年取り続けているが作品の出展は初めてだそうだ。辺野古のキャンプシュワブの風景を撮っているが視点はあくまで排除される側だ。反対派の人々と同じ場所に座り込んでいるので、機動隊が襲い掛かる瞬間をそのまま捉えている。

3階の廊下にはゲート前の反対派がまとめた「辺野古は今」のカラー写真が並ぶ。海中に投下された巨大なブロック、カヌーを排除する（中にはボートを泳いでいる人に高速でぶつける）海上保安庁、美しいテーブルサンゴ、その間を泳ぎ回るカラフルな熱帯魚など。

開演時間が迫ると会場は次第に埋まってきた。雨が嫌いな関西人、と聞いていたが50人の会場は満員になりそうだ。

ゲート前の唄三線（うたさんしん）劇場

今回は私のほかに主催者の友永健吾氏から、「オガリ像」の沖縄移送についての報告、最後は和泉きぬ子&ゆんたくバンドによる沖縄民謡のパレードという構成だ。もちろん沖縄民謡が人を集めることは間違いない。当日は以下のような選曲だった。

1-安里屋ゆんた、2-島人（しまんちゅ）の宝、3-おじー自慢のオリオンビール、4-南（はえ）のしま、5-二見（ふたみ）情話、6-与那国小唄、7-芭蕉布、8-肝（ちむ）がなさ、9-ハイサイおじさん、10-平和の願



い、11-花、12-豊年音頭、最後はおなじみのカチャーシーを立てて踊った。そこで沖縄では終わりなのだがここは大阪だ。アンコールの声がかかった。「沖縄を返せ」！・・・残念ながら民謡ショーのレパトリーにはない。私が与那国のまやぐあー（猫）とリクエストした。最後は軽快なリズムの曲で盛り上がった。

ここでキャンプシュワブ前の楽しい側面をお伝えしよう。毎日毎日約300台のダンプが碎石を運んでいる。政府は8月中旬には土砂を入れ、辺野古・大浦湾の海を埋めようとしている。反対派は少数ながら排除されても排除されてもゲート前に座り続ける。ゲート前の道路を挟んだ反対側に300人は楽に座れそうなテント群がある。ダンプの車列が近づく前から人々は道を横切りゲート前に移動する。多勢に無勢で排除されてしまう。これが一日に3回は繰り返される。後の時間は何をしているか。

テントに座り、各地からの励ましの言葉、報告を聞く。そしてもちろん唄三線（うたさんしん）は必ず登場する。これが運動の永続の秘訣かもしれない。反対派のリーダーである山城博治氏も「（反対運動は）唄三線（うたさんしん）で持っているようなもんですよ」と言っている。正しいことを述べればそのまま伝わるものではない。工夫が必要だ。

ゲート前では歌集まで出している。二見情話、ていんさぐぬ花、芭蕉布、童神などの定番の他に替え歌が沢山ある。一部をご紹介します。

♪（しん）ぞうさん
 晋三さん 晋三さん 安保が好きなのね そう
 よじいさんも好きなのよ
 ♪さよならはダンプの後に
 何も言わないでちょうだい 黙ってただ座りま
 しょう

だってさよならはつらい ダンプの後にしてね
♪どうにも止まらない
噂は全くそのとおり おいらの狙いは九条さ
いつでも戦のできる国
それがおいらの夢なのさ アメリカの尻にひっ
ついて 今日は東に明日は西
世界の果てまでついて行く それが集团的自衛権
あ〜憲法は変えればいいさ お友達で決めれば
OK さ
魔法の言葉 解釈改憲 もうどうにも止まらない

明治以降の沖縄は植民地化の歴史

以下は、当日発表した緒方のパワーポイントから抜き出して報告する。

蛍の光 明治14(1881)年 尋常小学校唱歌

昔は卒業式の定番だった。4番に沖縄が入っていることは知らなかった。領土拡大に伴って歌詞が変わっていることも。さすが文部省唱歌だ、元祖・付度力、国の政策を進めるにはどんどん歌の文句も変えて行く。「それゆけ帝国主義」の象徴のような歌詞を紹介する。

1 蛍の光 窓の雪 書読む月日 重ねつつ
何時しか年も すぎの戸を
開けてぞ今朝は 別れ行く (略)

4 千島の奥も 沖縄も 八州の内の護りなり
至らん国に勲しく 努めよ我が兄 恙なく
4番だけが改変されてゆく。

千島の奥も 沖縄も 八州の外の守りなり

明治初期

その頃の日本は、領土拡張どころではない。米英仏露が軍艦を差し向け、開国を迫り、なんとか引き延ばしている内に、謀略、暗殺、裏切りが続出した。ペリーの恫喝外交が功を奏したがその後も大激変が続き、わずか十数年後に明治政府が誕生した。

千島の奥も 沖縄も 八州の内の守りなり

千島樺太交換条約・琉球処分後 (明治12—1879年以後)

明治8年、日露混住だった樺太をロシア領とし、太平洋に近い千島をとった。

1879年、約600人による武力威圧で首里城明け渡しを命じる。琉球王国滅亡。

***千島はともかく 沖縄は どこかにくれてしまおうか (緒方創作)**

清国から琉球問題の調停依頼を受けた米国前大統領のグラントは、日清交渉をとりつけた。日本側が出した案が、中国国内での欧米なみ通商権を認めることと引きかえに、宮古・八重山を中国へ引きわたす「分島・増約案」だ。

1881(明治14)年2月、両国の代表が石垣島でおち合い、正式に宮古・八重山の土地・人民を清国に引きわたすことになった。しかし結局はこの条約は棚上げされた。

千島の奥も 台湾も 八州の内の守りなり

日清戦争による台湾割譲後 (明治28—1895年以後)

朝鮮半島をめぐる争い。琉球からは清の勝利を念じ、中国へ渡る脱清人が続出。彼らは福州琉球館を拠点に活動。

琉球でも清の海軍・黄色軍艦(ちいーるぐんかん)の到来を待つ人がいた。

台湾の果ても 樺太も 八州の内の守りなり

日露戦争後 (明治38—1905年以後)

朝鮮および満州(中国東北地方)の支配権をめぐる対立。

日英同盟 VS 露仏同盟。沖縄で初の徴兵令が布かれた。

日本で11万5600人、ロシアで4万2600人の死者が出た。

こうしてようやく日本は国際的に認められることとなった。極東で比較的平和に過ごしていた国が、大国ロシアを破り、多数の死者を出して初めて「文明国」としてデビューした。人を沢山殺す国は野蛮国ではないのか。当時の西洋諸国を蒸気機関車や工業化の発展だけで語って

はならない。産業革命と他国への侵略はセットになり、驚くべき数の死者を出しながら「文明化」が進んでゆく。沖縄の歴史は1時間で語り尽せるものではない。大学の一つの講義（2単位）のように1時間半×15回くらいは必要だ。辺野古・大浦湾の埋立てが間近に迫っている。ここに新基地が出来れば戦争の装置が永続する。止めなければ……。そのためには沖縄の現状と歴史を広く深く知ることが大切だ。

写真展と講演の機会を与えて頂いた皆様に感謝いたします。

（緒方 修・東アジア共同体研究所（EACI）琉球・沖縄センター長）

■住吉隣保事業推進協会のうごき

理事会・評議員会を開催しました

去る2018年6月8日（金）午前10時より理事会、2018年6月23日（土）午前10時より評議員会をそれぞれ実施しました。今回の理事会・評議員会においては、主に2017年度事業報告、決算報告を行ないました。2017年度は、法人事業拠点を現在の住吉隣保事業推進センターに移し2年目の事業年度となり、公益事業においては新たに、“寿こども料理食堂”、“みんなの居場所コモン喫茶への参画”を加え、居場所・食育事業に充実が図られました。また、WAM助成を活用した“地域の課題解決にむけたまちづくり事業”も新たな取り組みとして実施されています。これらの新しい取り組みを含めた2017年度事業の成果と課題が報告され、積極的な討議がなされました。また、理事の任期満了（任期2年）による役員改選が行われ、評議員会においてこれまでの理事全員の再任が承認されました。

ご寄付のお願い

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含む）、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています（ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております）。

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます（本年度目標額：350万円。7月末で、1個人から50万円、1団体から50万円、合計100万円の寄付をいただいています。）

私たちの取り組みにご理解とご協力をぜひお願いいたします。

公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人又は法人の所得から一定額が控除されます（詳しくは事務局までご相談ください）。

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

振込先口座①

みずほ銀行 住吉支店（店番号：471）

普通口座（口座番号：1606068）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

振込先口座②

大阪信用金庫 住吉支店（店番号 041）
 普通口座（口座番号 0115047）
 口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

* ご寄付いただく際には、寄付申込書に必要事項をご記入いただく必要があります。

【問い合わせ先】

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会
 〒558-0054 住吉区帝塚山東 5-6-15
 電話 06-6674-3732 fax06-6674-3700

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

〈年会費〉 個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

図書ボランティアを募集しています

月・木曜日 13:30～17:00 に図書室の運営をお手伝いしていただける方を募集しています！
 くわしくは、公益財団法人 住吉隣保事業推進協会にご連絡ください（交通費支給）。

【問い合わせ先】

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会
 〒558-0054 住吉区帝塚山東 5-6-15
 電話 06-6674-3732 fax06-6674-3700

■ 「人権のまちづくりを考える」
 すみよし連続講座9月例会のご案内
**『まちを次世代につなぐ
 ～空室・空店舗を活用して～』**

本講座は、空室や空店舗を再利用・再活用することで町を活性化させ、次世代につないでいくことをテーマと



した講演会です。講師には、大阪市立大学大学院生活科学研究科教授の森一彦先生をお迎えし、これまでの経験や実績を踏まえたお話をうかがいます。

日 時：2018年9月8日（土）午前10時～正午

場 所：住吉隣保事業推進センター3階大会議室

参加費：500円（資料代含む）

講 師：森 一彦さん

（大阪市立大学大学院
 生活科学研究科教授）

**【問い合わせ先】**

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会
 〒558-0054 住吉区帝塚山東 5-6-15
 電話 06-6674-3732 fax06-6674-3700

■ 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
 ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

* 「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。



